

民法改正情報（トレーニング問題集購入特典）

従来の規定	改正法
民法4条：年齢 20 歳をもって、成年とする。	民法4条：年齢 18 歳をもって、成年とする。 *成年年齢が、20 歳から 18 歳に引き下げられた。

従来の規定	改正法
明文規定なし	民法第 486 条 2 項：弁済をする者は、前項の受取証書の交付に代えて、その内容を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。ただし、弁済を受領する者に不相当な負担を課するものであるときは、この限りでない。 *新たに 2 項を新設し、一定の場合、受取証書の電磁的記録による提供が認められることとなった。

従来の規定	改正法
民法第 731 条：男は、18 歳に、女は、16 歳にならなければ、婚姻をすることができない。	民法第 731 条：婚姻は、18 歳にならなければ、することができない。 *女性の婚姻適齢が、16 歳から 18 歳に引き上げられた。

従来の規定	改正法
民法第 737 条 1 項：未成年の子が婚姻するには、父母の同意を得なければならぬ。 2 項：父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を教示することができないときも、同様とする。	削除 *成年年齢が 18 歳に引き下げられ、女性の婚姻年齢が 18 歳になったことから、未成年者の婚姻が認められなくなったため、未成年者の婚姻の際の父母の同意に関する規定が削除された。

従来の規定	改正法
民法第 753 条：未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。	削除 *成年年齢が 18 歳に引き下げられ、女性の婚姻適齢が 18 歳になったことから、未成年者の婚姻が認められなくなったため、婚姻による成年擬制に関する規定が削除された。

従来の規定	改正法
民法第 792 条：成年に達した者は、養子 をすることができる。	民法第 792 条：20 歳に達した者は、養子をするこ とができる。 ＊成年年齢が、20 歳から 18 歳に引き下げられたが、養親 となることができる年齢に変更はないので、従来の「成年」 の表記が「20 歳」に修正された。